

生涯現役地域づくり環境整備事業企画書採点基準

○○協議会

委員 ○○ ○○

○／95(105)

A:特に優れている、B:優れている、C:普通、D:やや劣る、E:劣る 基準点57点

評価項目	評価基準	配点	配点				
			A	B	C	D	E
事業戦略 5	明確な 事業目標・戦略		5	4	3	1	0
事業実施 の準備 10	地域の課題や地 域資源の把握・分 析		5	4	3	1	0
	重点業種の設 定		5	4	3	1	0
事業実施 の体制 20	協議会の構成(2 倍)		10	8	6	失格	
	協議会における 役割と責任		5	4	3	失格	
	計画策定自治体 内の連携体制		5	4	3	失格	
事業内容 20	自治体事業等と の連携(2倍)		10	8	6	2	0
	事業対象の適格 性		5	4	3	1	0
	支援メニューの効 果		5	4	3	1	0
事業の効 果 10	アウトプット・アウ トカム目標内容の 適格性		5	4	3	1	0
	アウトプット・アウ トカム目標値の適 格性		5	4	3	1	0
事業実施 後の一貫化 20	事業終了後の協 議会のあり方		5	4	3	失格	
	事業終了後の協 議会構想実現可 能性(2倍)		10	8	6	失格	
	資金調達計画の 具体性		5	4	3	1	0
小計		0					

→次頁へ続く

評価項目		評価基準	配点	配点				
				A	B	C	D	E
目標設定に関する指標 10	アウトカム目標の量的評価 (雇用・就業者数)	2年度目及び3年度目アウトカム目標(高年齢者の雇用・就業者数)の平均値に係る対象地域の60歳以上高齢者人口1,000人当たりの人数※1 A 10.0人以上 B 5.0人以上10.0人未満 C 3.0人以上5.0人未満 D 1.1人以上3.0人未満 E 1.1人未満	10	8	6	2	失格	
		小計	0					

評価項目		評価基準	配点	配点
協議会設立要件 5	既存プラットフォーム機能の活用	事業実施主体となる協議会について、新規に設立するのではなく、既存のプラットフォーム機能を基盤として高年齢者雇用安定法第35条第1項に定める協議会に位置づけている。	5	
		小計	0	

評価項目		評価基準	配点	配点
ワーク・ライフバランス等の推進に関する指標 ※2	女性活躍推進法に基づく認定(えるばし認定企業)	プラチナえるばし ※3	5	
		3段階目 ※4 (認定基準5つのうち全て○)	4	
		2段階目 ※4 (認定基準5つのうち3~4つ○)	3	
		1段階目 ※4 (認定基準5つのうち1~2つ○)	2	
		行動計画 ※5	1	
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナ認定企業)	プラチナくるみん ※6	5	
		くるみん(令和4年4月1日以降の基準) ※7	3	
		くるみん(平成29年4月1日~令和4年3月31日までの基準) ※8	3	
		トライくるみん ※9	3	
		くるみん(平成29年3月31日までの基準) ※10	2	
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	小計	0	
		合計	0	

一次頁へ続く

※1 以下の計算式により算出する。

(2年度目の目標値+3年度目の目標値)/2)/(60歳以上人口(令和2年度国勢調査より)/1,000)(1,000人未満切り捨て)

※2 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

※3 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第12条に基づく認定。

※4 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※5 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※6 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正法令による改正前の次世代法施行規則第4条又は
令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(※9の認定と除く。)

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は
平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定